

広島県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第四号

広島県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和四十四年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「室」を「課」に、「総務審査室」を「総務審査課」に、「公務員室」を「公務員課」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「総務審査室」を「総務審査課」に改め、同条第二十三号中「公務員室」を「公務員課」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「公務員室」を「公務員課」に改める。

第七条第一項中「室長」を「課長」に改め、同条第三項中「室長」を「課長」に、「室」を「課」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十年四月一日から施行する。